

様式第1-4号

平成28年 5月23日

新潟市長
篠田 昭 様

社会福祉法人 新潟みずほ福祉会

理事長 和田 晋弥 印

新潟市福祉有償運送運営協議会への協議について(依頼)

別添のとおり、自家用有償旅客運送に係る利用料金変更案を提出いたしますので、新潟市福祉有償運送運営協議会に諮っていただきますようお願いいたします。

利用料金一覧

● 運送の対価（距離制）

- ・ 走行 1 キロあたり セダン車 30 円
福祉車両 50 円

料金表 （ ）内の金額は福祉車両の額です。

乗車距離	社会福祉法人 新潟みずほ福祉会	
	運賃 30 円(50 円) /km	合 計
2 k m	60 円 (100 円)	60 円 (100 円)
3 k m	90 円 (150 円)	90 円 (150 円)
5 k m	150 円 (250 円)	150 円 (250 円)
10 k m	300 円 (500 円)	300 円 (500 円)
20 k m	600 円 (1, 000 円)	600 円 (1, 000 円)

● 運送の対価以外の対価

当事業所の通常事業所実施地域外（西区・西蒲区以外）を出発場所とする方については、運転手が訪問するための派遣交通費として、通常の事業実施地域の境から派遣地までの距離、1 km あたり 15 円（福祉車両の場合は 25 円）をいただくこととする。

区境に関しては、当事業所で設定したものとする。

空車走行時における各区の境目について

- 1) 西区から中央区の境目について
信濃川にかかっている橋（浜浦橋、掘割橋、有明大橋、関屋大橋、平成大橋、新潟バイパス上の橋）を渡ったところから設定させていただきます。
- 2) 西区から南区の境目について
(ア) 国道 8 号から迎えに行く際は・・・大野大橋を渡り終えてから設定させていただきます。
(イ) 農道を通り迎えに行く際は・・・上越新幹線の高架橋を越したところから設定させていただきます。
- 3) 西蒲区から南区の境目について
上越新幹線の高架橋をくぐったところから設定させていただきます。
- 4) 西区から江南区の境目について
国道 8 号から迎えに行く際は・・・信濃川大橋を渡ったところから設置させていただきます。

詳細は、別紙を参照してください。

bing 地図

西区と南区の区境
上越新幹線の高架橋を超えたところに設定
します。



bing 地図

西区と中央区の区境
信濃川にかかる橋(有明大橋、関屋大橋など)を渡ったところに設定します。



料金変更並びに各区境設定について

1. 料金変更について

福祉サービスと並行して福祉有償運送を行ってきました。

最近、西区・西蒲区の支援以外に中央区や南区・東区への支援が増えてきました。それに伴い、出発地点及び到着地点も中央区や南区・東区も増えてきています。

事業範囲は新潟市全域と登録はしていますが、西区小見郷屋に事務所がある私たちにとって、中央区や東区・南区への空車走行は負担が大きくなっているのが現状です。これまで空車走行は無料でしたが、今後は空車走行分を利用者の方に負担してもらうこととし、この度料金変更の提案をさせていただきました。

西区・西蒲区については、事業開始前から支援の拠点と考えていたため今後も無料とします。当事業所の料金表にも『西区・西蒲区以外にサービスの提供に伺う際の交通費をいただく場合があります。』と明記してあります。

2. 各区境の設定根拠について

・西区から中央区に区境について

西区から中央区については、当事業所の車両のナビで調べたものです。ナビを確認すると、橋を渡りきった際に住所が西区から中央区に変わったこともあり設定しました。

・西蒲区から南区の区境について

西蒲区から南区については、ナビで調べると、農道の真ん中で変更されることもあり、目印がなくわかりにくい場所であった為、一番大きな分かり易い目印として新幹線の高架橋を設定しました。新幹線の高架橋は住所上西蒲区の表記ではありますが、一番分かり易い目印を設定したいと思い、新幹線の高架橋にしました。

・西区から江南区、南区の区境について

西区から江南区、南区については、西区から中央区の区境についてで明記してあるとおりで、ナビで確認した場所が橋を渡りきった所であった為、そこに設定をしました。

移動支援サービス利用料金表

※本サービス利用料金表は、契約書第7条に基づき、お支払いいただく料金等について定めたものです。

利用者にご負担いただく、サービス実施のために必要な費用を除いた実費について表示いたします。

1 利用料

サービスの利用については、生活支援給付費が支給されます。事業者が生活支援給付費を代理受領する場合には、ご契約者は、利用者負担分として生活支援給付費の1割を事業者にお支払いいただきます（下表参照）。但し、市町村長が定めた負担上限月額および個別減免が適用される場合には、適用後の金額となります。負担上限月額および個別減免につきましては新潟市障害者地域生活支援事業利用証の(三)に記載されていますのでご確認ください。

(1) 移動支援の利用料

①身体介護を伴う		
サービス時間	基本料※ (注1)	利用料※ (注2)
30分未満	2,450円	245円
30分以上1時間未満	3,840円	384円
1時間以上1時間30分未満	5,640円	564円
1時間30分以上2時間未満	6,440円	644円
2時間以上2時間30分未満	7,240円	724円
2時間30分以上3時間未満	8,040円	804円
3時間以上	8,840円	884円
以下30分を増すごとに	800円	80円
②身体介護を伴わない		
サービス時間	基本料※ (注1)	利用料※ (注2)
30分未満	1,010円	101円
30分以上45分未満	1,460円	146円
45分以上1時間未満	1,890円	189円
1時間以上1時間15分未満	2,290円	229円
1時間15分以上1時間30分未満	2,640円	264円
以下15分を増すごとに	340円	34円

※市町村長が定めた個別減免額を反映した月額上限負担額に利用者負担金月額累計が到達した場合は、以降の利用者負担金は徴収しません。

※1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で利用者の同意のもと、2人のヘルパーでサービスを提供した場合は2倍の利用者負担額をいただきます。

※支給量を超えてサービスをご利用になった場合、市町村が定める生活支援給付費基準額全額をご負担いただく可能性があります。支給量を超えることが予想される場合には、早めに市役所のケースワーカーにご相談下さい。

※また、生活支援給付費支給決定申請中にサービスをご利用になりその後不支給と決定された等、生活支援給付費の適用が受けられない場合は、市町村が定める生活支援給付費基準額全額をお支払いいただきます。

※上記以外にも実費を要した場合は別途ご負担いただく場合があります。移動支援サービス提供時において、ヘルパーに公共交通機関等の交通費のほか、入場料、利用料等が必要な場合はその都度実費をご負担いただきます。

(2) 加算

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本料	利用料
初回加算	利用者へサービス提供した場合	2,000 円	200 円
緊急時訪問介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急にサービスを提供した場合	1,000 円	100 円
夜間・早朝・加算	夜間 (18 時～22 時) 又は早朝 (6 時～8 時) にサービス提供する場合	利用料の 25%	
利用者負担上限額管理加算	当事業所が上限額管理を行う事業所であり、利用者負担合計額の管理 上限額管理加算を行う事業所又は指定障害者支援施設等以外のサービスを受けた際に負担額合計額の管理を行った場合	1,500 円	150 円

(3) 交通費

事業所の自動車を使用した場合 1 km 当たり福祉車両 50 円、セダン車 30 円とします。ただし、西区・西蒲区以外にサービスの提供に伺う際の交通費をいただく場合があります。

(4) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日 12 時まで	無料
利用予定日の前日 12 時以降	移動支援給付費基準額の 1 割相当額 (移動支援計画に基づく時間または予定訪問時間を基準とし、利用者負担額に関係なく市町村が定める移動支援給付費基準額の 1 割に相当する金額をお支払いいただきます。)

(5) 支払方法

上記の利用料は、1 ヶ月ごとにまとめて請求します。原則として自動口座引き落としでお願いします。ご利用できる金融機関は、新潟県内に本店のある金融機関とします。

自動口座引き落とし以外でのお支払いを希望される場合は、その旨を申し出てください。金融機関での振り込みの場合は、振り込みに要する料金は、利用者又は代理人の負担とします。

事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に領収証を発行します。ただし、振り込みの場合は振込書を領収証とみなしますが、必要に応じて領収証も発行します。